

「山口県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）」（案）の概要

1 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題

ア 現状

○ 過疎地域概況 (単位：人、km²、人/km²)

区分	市町数	人口	面積	人口密度
過疎	10	179,219	3,222.5	55.6
全県	19	1,404,729	6,112.3	229.8
過疎割合	52.6%	12.8%	52.7%	—

資料) H27 国勢調査、H27 全国都道府県市区町村別面積調

イ 人口

○ 人口増減率 (単位：%)

区分	山口県		全国	
	過疎	全県	過疎	全国
S50～H27年	△ 39.6	△ 9.7	△ 32.4	+ 13.5

資料) 国勢調査

○ 高齢者人口・若年者人口の推移 (単位：%)

区分	山口県				全国			
	過疎		全県		過疎		全県	
	H17	H27	H17	H27	H17	H27	H17	H27
高齢者	34.8	42.7	25.0	32.1	30.0	36.7	20.2	26.6
若年者	11.4	8.9	15.1	12.9	13.2	10.5	17.4	14.6

※高齢者比率：65歳以上人口/全人口、若年者比率：15歳～29歳人口/全人口
資料) 国勢調査

○ 就業者数及び産業別就業人口割合の推移 (単位：人、%)

区分	過疎				全県			
	就業者数	第1次	第2次	第3次	就業者数	第1次	第2次	第3次
S50	157,300	38.1	22.0	39.8	762,617	17.4	31.3	51.0
H27	85,907	15.8	21.3	62.1	645,035	4.8	25.6	67.5

資料) 国勢調査

ウ 取組実績

○ 過疎対策事業により実施した事業実績 (単位：億円)

区分	県事業	市町村事業	計
H12～H21	2,838.8	2,987.3	5,826.1
H22～R元	1,601.3	2,362.1	3,963.4

資料) 県、市町調べ

○ 生活環境基盤の整備状況 (単位：%)

区分	道路				上水道普及率		下水道普及率	
	改良率		舗装率					
	H27	R元	H27	R元	H27	R元	H27	R元
過疎地域	54.7	55.1	90.1	90.2	86.7	87.9	79.7	81.5
非過疎地域	62.1	62.7	93.8	94.0	94.1	94.5	86.4	88.3

資料) 道路現況調査、水道統計調査、汚水処理人口普及状況調

エ 課題

- ① 生活環境基盤整備等の促進
- ② 地域の多様な資源を活かした産業の振興
- ③ 自立・持続可能な地域を支える仕組みづくり
- ④ 移住・定住・交流の促進による新たな人の流れの創出
- ⑤ デジタル技術の利活用

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方針

ア 持続的発展のための基本方針

過疎地域における持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、ハード事業、ソフト事業の両面から取り組む。

イ 持続的発展のための重点事項

① 集落機能の維持・活性化

生活環境等の基盤整備や既存施設の長寿命化、防災・減災対策、地域資源を活用した産業振興等を図るとともに、多様な主体による自主的な取組を通じて、地域自らが地域課題を解決していくことができる仕組みづくりを促進する。

- アクセス道路や農道等の整備、公共交通や医療搬送体制の確保、光ファイバ網の整備の促進
- 農林水産業における新規就業者や中核経営体の確保・育成
- 6次産業化や農商工連携等による新たな事業展開の促進 等

② 移住・定住・交流の促進

地域への移住・定住に向けた取組や、地域と継続的に関わる「関係人口」に着目した取組、都市と地域との多様な交流の促進等により、地域への新たな人の流れを創出するとともに、地域社会を担う人材の確保・育成を図る。

- 移住希望者に対する働きかけや、相談対応・情報提供、受入支援
- 地方創生テレワークとワーケーションの一体的推進
- 地域づくり活動や地域の産業を担う人材の確保・育成 等

③ デジタル技術の利活用

情報通信基盤を整え、デジタル技術の利活用を進めることにより、地域や社会が抱える様々な課題の解決を図り、便利で豊かな生活の実現に向けた取組を推進する。

- 光ファイバ網等、高度な情報通信基盤の整備促進
- 医療、子育て支援、教育、防災等の分野における、新たなデジタル技術の導入
- 地域団体が行うデジタル技術を活用した地域づくり活動の支援 等

(3) 他の地域振興等に関する計画、施策との関連

やまぐち維新プラン、中山間地域づくりビジョン等との整合性を図るとともに、県が取り組む諸施策との連携に留意しながら着実に推進する。

2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

新 (1) 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

- ア 移住・定住の促進
- イ 関係人口の創出・拡大
- ウ テレワーク・ワーケーションの推進
- エ 地域間交流の促進
- オ 地域づくりの担い手の確保・育成

(2) 産業の振興

- ア 農林水産業の振興
- イ 地域産業の振興
- ウ 企業の誘致対策
- エ 創業・事業承継の促進
- オ 商業の振興
- カ 観光・レクリエーションの振興

新 (3) 地域における情報化

- ア 情報通信基盤の整備
- イ デジタル技術を活用できる人材の確保・育成
- ウ 地域におけるデジタル技術の活用

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

- ア 国・県道及び市町道の整備
- イ 農道、林道及び漁港道の整備
- ウ 港湾・漁港の整備
- エ 交通確保対策

(5) 生活環境の整備

- ア 生活環境の維持保全
- イ 水道、下水処理施設等の整備
- ウ 公営住宅等の整備
- エ 防災体制の整備

拡 (6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ア 子育て環境の確保を図るための対策
- イ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(7) 医療の確保

- ア 医療確保対策
- イ 無医地区・無歯科医地区対策
- ウ 救急医療確保対策
- エ 健康の保持・増進対策

(8) 教育の振興

- ア 地域の特性を活かした特色ある学校づくりの推進
- イ 学校施設等の整備
- ウ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

(9) 集落の整備

- ア やまぐち元気生活圏づくりの推進
- イ 住民主体の地域づくりの推進
- ウ 地域経営力の向上

(10) 地域文化の振興等

- ア 地域文化の振興等に係る施設の充実
- イ 地域文化の保存・伝承と活力ある地域づくりへの活用

新 (11) 再生可能エネルギーの利用の推進

- ア 再生可能エネルギーの利用推進
- イ 農山漁村におけるエネルギー活用の推進